

第 5 0 9 回 愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

日 時 令和5年7月4日(火) 午後 3 時 00 分から
場 所 KKRホテル名古屋 4階 福寿の間

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 愛知地方最低賃金審議会 会長及び会長代理の選出について
- (2) 愛知県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の設置等について
- (4) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (5) 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会の設置等について
- (6) その他

3 閉 会

第509回 愛知地方最低賃金審議会 配席図

令和5年7月4日(火)

午後3時00分～

KKRホテル名古屋 4階「福寿の間」



傍聴席

報道席

水野 委員	長谷川 委員	中山 委員	鈴木 委員	小野木 委員
----------	-----------	----------	----------	-----------

公益代表委員

梶原 委員
太箸 委員
堀江 委員
竹内 委員
安田 委員

使用者代表委員

中島 委員
木戸 委員
大脇 委員
安藤 委員
松下 委員

労働者代表委員

主任 賃金指導官	賃金課長	労働局長	労働基準 部長	賃金指導官
-------------	------	------	------------	-------

事務局補助席



入口

資 料 目 次

資料 No

- 1 第 49 期 愛知地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 愛知労働局関係職員名簿
- 3 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告
- 4 令和 5 年度 特定最低賃金の改正に関する申出状況
- 5 愛知地方最低賃金審議会運営規程
- 6 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程（現行及び改正案）
- 7 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（関係部分抜粋）
- 8 経済財政運営と改革の基本方針 2023（関係部分抜粋）

別途配付

- ・愛知県弁護士会 会長声明（写）

- ・団体からの要請文等
 - － 1 猛烈な物価高騰のもとで最低賃金 1500 円、全国一律制などを求める要請書（写） 全労連東海北陸地方協議会

 - － 2 物価高騰が止まらないなかで「最低賃金の大幅引き上げ」「国に中小企業支援の要望」「民主的な審議」を求める要請書（写）
愛知県労働組合総連合
名古屋ふれあいユニオン

第49期 愛知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和5年6月13日現在)

公益代表委員

氏 名	現 職 等
小 ^オ 野 ^ノ 木 ^ギ 昌 ^マ 弘 ^{サヒロ}	中日新聞社 論説委員
鈴 ^{スズ} 木 ^キ 進 ^{シン} 也 ^ヤ	いぶき法律事務所 弁護士
中 ^{ナカ} 山 ^{ヤマ} 徳 ^{トク} 良 ^{リョウ}	名古屋市立大学大学院経済学研究科長・経済学部長
長 ^{ハセ} 谷 ^ガ 川 ^フ ふ ^フ き ^キ 子 ^コ	成田・長谷川法律事務所 弁護士
水 ^{ミズ} 野 ^ノ 有 ^ユ 香 ^カ	愛知大学経済学部 教授

労働者代表委員

氏 名	現 職 等
安 ^{アンド} 藤 ^{フジ} 知 ^チ モ ^モ 子 ^コ	全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
大 ^{オオ} 脇 ^{ワキ} 匡 ^{マサ} 人 ^ト	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
木 ^キ 戸 ^ド 英 ^{ヒデ} 博 ^{ヒロ}	CKD労働組合 中央執行委員長 JAM東海 執行委員長 兼 愛知県連会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
中 ^{ナカ} 島 ^{シマ} ユ ^ユ ウ ^ウ 子 ^コ	日本労働組合総連合会愛知県連合会 事務局長
松 ^{マツ} 下 ^{シタ} カ ^カ ツ ^ツ ヒ ^ヒ 裕 ^ヨ	全日本自動車産業労働組合総連合会愛知地方協議会議長 全トヨタ労働組合連合会 副会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長

使用者代表委員

氏 名	現 職 等
梶 ^{カジ} 原 ^{ハラ} 弘 ^{ヒロ} シ ^シ	愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長
竹 ^{タケ} 内 ^{ウチ} 弘 ^{ヒロ} イ ^イ チ ^チ	株式会社サーテックカリヤ 代表取締役社長
太 ^{フト} 箸 ^{ハシ} 俊 ^{シュン} イ ^イ チ ^チ	愛知県中小企業団体中央会 事務局長
堀 ^{ホリ} 江 ^エ ク ^ク ニ ^ニ コ ^コ	株式会社フェアウィンド 代表取締役
安 ^ヤ ス ^ス 田 ^タ ア ^ア キ ^キ 子 ^コ	株式会社サンワ 代表取締役社長

(敬称略、五十音順)

愛知労働局関係職員名簿

(令和5年7月4日現在)

愛知労働局長	あべ みつる 阿部 充
労働基準部長	いせ ひさただ 伊勢 久忠
賃金課長	ひらい ひであき 平井 秀明
主任賃金指導官	たかはし ゆりこ 高橋 由里子
課長補佐	なくら なつこ 名倉 奈津子
賃金指導官	おおくち ようこ 大口 陽子

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(令和5年4月6日)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、令和3年5月26日の中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後、①中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、②地方最低賃金審議会における審議に関する事項、③中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

(1) 最低賃金のあるべき水準

ナショナルミニマムとしての水準を議論すべきとの意見や、全国加重平均1,000円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、最低賃金のあるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある等の意見を踏まえ、検討を行った。

議論の中では、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、少なくとも賃金決定の当事者である労使がいる場において、労使で合意した上であるべき水準を設定し、毎年を目安審議ではその目標を意識しながら、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項の3要素を踏まえた引上げ額を議論することが建設的ではないかとの意見があった。一方、政府から全国加重平均1,000円より更に高い目標額が提示され続けると、経営者としては先が見えずに非常に厳しいという意見があった。また、あるべき水準を定めた場合には、経済や雇用の情勢の予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年目の審議会での3要素のデータに基づく自由闊達な審議を縛ることになるのではないかという意見もあった。

このように、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。なお、あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額

及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。

(2) 政府方針への配意の在り方

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。この時々の事情に含まれる政府方針への配意に関して、地方最低賃金審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論ではないかとの認識があることへの対応については、これまでの全員協議会でも指摘があったところである。

これに関しては、令和4年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。

また、中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。

その上で、政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論されることが望ましいとの認識で一致した。

(3) 議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができる中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴

者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

(1) 目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

(2) ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）

① ランク制度の必要性について

目安をランクごとに示すことによって地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていることや、制度としての継続性・安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

② 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、それに基づき各ランクへの振り分けを行うこととした。当該諸指標については、平成29年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（9指標）、企業経営に関する指標（5指標）の計19指標を選定した。今回の全員協議会においても、これらの19指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意され

た。

ただし、これらのうち、所得・消費に関する指標中の、消費を示す代表的なものとして世帯支出を示す指標については、平成 29 年の全員協議会報告において、1 世帯 1 月当たりの消費支出（単身世帯）を用いたが、当該指標は調査対象月の一部の世帯の支出の動向の影響を受けやすいことを踏まえ、数値の安定を図るために、単身世帯のみならず 2 人以上世帯の結果も加えるとともに、都道府県ごとの世帯人員の偏りの影響を除外するために、他の政府統計で用いられている手法と同様に、平均世帯人員の平方根で除した数値を用いることとする。

19 指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙 1 のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の 5 年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を 100 とした指数を算出して単純平均し、東京を 100 とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙 2 のとおりとなった。

③新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け

上記の新しい総合指数の状況を踏まえ、ランク区分について検討を行った。

目安制度についてまとめた昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申においては、地域別最低賃金について、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を示すこととされた。これを受け、昭和 53 年度の目安額を示す際には、地域別最低賃金額の実態が 4 つにグループ分けできたことを踏まえて、ランク区分は 4 ランクで示された。また、総合指数によるランクの振り分けが導入された平成 7 年の全員協議会報告では、「昭和 53 年度以来実施され定着している面もある現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金額に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性という面も考慮しなければならないことを踏まえつつ検討」し、その結果、総合指数の格差や、分布の状況からみてランク数の変更を特に必要とする顕著な事情は見られないことから、「従来と同様 4 つとすることが適当」とし、平成 16 年及び平成 23 年の全員協議会報告においても 4 ランクを維持した。平成 29 年全員協議会報告では「47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4 ランク程度に区分することが妥当」とした。

今般の検討においては、47 都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和 53 年

度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、維持すること及び見直すことの双方を視野に丁寧かつ慎重に議論を行った。その上で、ランク数については、以下の考え方に基づき、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った。

- ・ 47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。
- ・ ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。
- ・ 平成26年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの合理性もあると考えられる。
- ・ ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つランク数を減らした3ランクとする。

また、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、平成29年の全員協議会報告において、総合指数の差が比較的大きいところに着目すること及び各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることに留意するという考え方が示された。今般の検討においては、その考え方をそのまま踏襲するのではなく、より納得感を高めるため、振り分けの際に考慮する事項について、総合指数に加えて、例えば適用労働者数の比率や直近の地域別最低賃金額、地域における経済圏など複数の要素を組み合わせで議論していくことについて、意見の一致が見られた。

さらに、今般の見直しにおけるランクの振り分けについては、様々な観点から議論し、特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるものとするのが重要であるとの認識で一致した。

その上で、特に、Aランクを中心に地域別最低賃金額が引き上げられてきた経緯も踏まえ、地域間格差の拡大抑制の観点から、Aランクの適用労働者数を少なくすべきという意見もあったが、

- ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地

域は現行のAランクと同じとする。

- ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。
- ・ BランクとCランクの間は、各都道府県の経済実態を示す総合指数に比較的大きな格差のある県間に注目する。

等の考え方を総合的に勘案し、別紙3のとおり各都道府県を各ランクに振り分けることが適当であるとの結論に至った。

また、これまで中央最低賃金審議会が決定した目安額においては、下位ランクが上位ランクを上回ったことはなかった。この点について、今後の目安審議においては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータの状況次第では、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した。

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しすべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があ

った。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですで十分に議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について

(1) 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認、新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し等

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

このうち、特に「労働者の生計費」や「通常の事業の賃金支払能力」に関する資料を充実させるために、「家計調査」による1月あたりの消費支出額の推移及び日本生産性本部による就業1時間当たり名目労働生産性の推移についても、新たに主要統計資料に追加することとする。

また、新規のデータ取得が不可となった、「職業安定業務統計」の年齢別常用求人倍率の推移に代えて、「労働力調査」の性・年齢別完全失業率の推移を参考資料に加えることとする。

さらに、以下のとおり、技術的な見直しを行うこととする。

- ・ 「職業安定業務統計」による有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）について、現行は受理地別の数値を掲載しているが、より一般的に使用されるようになった就業地別の数値を掲載する。また、ランク別有効求人倍率の算出に当たって、現行は各都道府県の有効求人倍率の単純平均としているところ、有効求職者数による加重平均とする。
- ・ 「小売物価統計調査（構造編）」による消費者物価地域指数について、現行は各都道府県の都道府県庁所在都市の数値を掲載しているが、ランク分けの指標にも用いられている都道府県下全域を対象とした数値も追加で掲載する。
- ・ 「法人企業統計」による企業利益について、現行は「規模計」の欄に年度データと四半期データを並べて掲載しているが、年度データは資本金規模1,000万円未満の企業を含むのに対し、四半期データはこれらの企業を含まないことから、誤解を招かないよう四半期データの「規模計」については、「資本金規模1,000万円以上」として掲載し、年度データについてもこれに

対応する数値を追加する。併せて、年度データについては、資本金規模 1,000 万円未満の企業の数値も掲載する。また、年度データと四半期データは別頁とし、趨勢的な動向が観察できるよう、それぞれ掲載する期間を拡大する。

- ・ 「毎月勤労統計調査」による、賃金（現金給与総額）指数、パート比率、所定内給与、月間出勤日数、所定内労働時間、定期給与の推移、常用労働者 1 人平均月間総労働時間及び所定外労働時間の推移について、現行は事業所規模 30 人以上の数値を用いているが、より一般的に利用されている事業所規模 5 人以上の数値を用いる。
- ・ 主要指標の推移（GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数及びパート比率）について、現行は季節調整値と原数値が混在しており分かりづらいことから、季節調整値及び季節調整値の前期比（差）については、斜字で記載する。

これらに加え、引き続き、最低賃金の水準や影響、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素の状況などについて様々な検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実に向けて検討することが必要である。

（2）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し方なども工夫できるのであれば様々な観点により検討すべきとの意見があったが、短期間に調査結果の集計を行う必要があることから、賃金改定状況調査の集計方法等について、当面は現行の方法を維持することとする。

また、審議における賃金改定状況調査の活用の在り方に関し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に示している賃金改定状況調査の第 4 表を重視した協議を基本とするべきとの意見がある一方、第 4 表の位置付け、重視の仕方、数字の解釈については労使間で隔たりがあることから、公益委員も含め三者で認識をすり合わせながら審議を進めていきたいとの意見もあった。また、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（調査年の前年の 6 月と調査年の 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）については、令和 4 年度目安審議においては公益委員からの要望を踏まえ、第 4 表③として提出したが、令和 5 年度以降の目安審議においては毎年提出することとする。

（3）その他参考資料の在り方について

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう、都道府県別

の参考資料の充実についても検討すべきという意見があったことも踏まえつつ、引き続き見直しについて検討することが必要である。

4 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、平成7年の全員協議会報告に復して概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成27～令和元年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬 (平成27～令和元年)		③1世帯1月当たりの等 価消費支出(総世帯)(令 和元年)		④消費者物価地域差指 数(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京都	5,813,231	100.0	5,688,808	100.0	173,238	100.0	104.6	100.0
神奈川県	3,161,951	54.4	5,118,733	90.0	167,627	96.8	103.7	99.1
大阪府	3,012,549	51.8	4,886,462	85.9	155,852	90.0	99.8	95.4
愛知県	3,778,977	65.0	4,957,190	87.1	159,123	91.9	97.8	93.5
千葉県	3,082,884	53.0	4,910,600	86.3	161,216	93.1	100.6	96.1
兵庫県	2,997,398	51.6	4,969,561	87.4	164,032	94.7	100.0	95.6
埼玉県	3,040,438	52.3	4,630,324	81.4	155,009	89.5	100.8	96.4
東京都	2,962,624	51.0	4,325,994	76.0	161,254	93.1	100.9	96.5
茨城県	3,222,007	55.4	4,573,362	80.4	162,550	93.8	97.9	93.5
静岡県	3,400,072	58.5	4,498,818	79.1	150,028	86.6	98.4	94.0
富山県	3,251,988	55.9	4,447,246	78.2	163,870	94.6	98.8	94.5
広島県	3,212,453	55.3	4,857,183	85.4	161,410	93.2	98.9	94.5
滋賀県	3,277,817	56.4	4,627,880	81.4	153,564	88.6	99.6	95.2
栃木県	3,377,907	58.1	4,664,214	82.0	156,019	90.1	98.2	93.9
群馬県	3,285,331	56.5	4,425,053	77.8	151,173	87.3	96.5	92.2
宮城県	3,000,066	51.6	4,449,372	78.2	155,010	89.5	99.1	94.7
山梨県	3,016,465	51.9	4,460,182	78.4	157,343	90.8	98.2	93.8
三重県	3,088,693	53.1	4,472,746	78.6	147,452	85.1	98.8	94.4
石川県	2,984,557	51.3	4,567,402	80.3	156,006	90.1	100.2	95.8
福岡県	2,830,933	48.7	4,680,590	82.3	151,997	87.7	97.0	92.7
香川県	2,946,895	50.7	4,574,314	80.4	157,781	91.1	98.3	94.0
岡山県	2,814,349	48.4	4,464,925	78.5	156,155	90.1	97.9	93.6
福井県	3,170,042	54.5	4,753,485	83.6	139,517	80.5	99.4	95.0
奈良県	2,712,262	46.7	4,650,011	81.7	155,560	89.8	97.2	92.9
山口県	3,200,233	55.1	4,473,848	78.6	149,427	86.3	99.1	94.7
長野県	2,919,233	50.2	4,661,405	81.9	156,144	90.1	97.3	93.0
北海道	2,761,825	47.5	4,894,967	86.0	150,613	86.9	100.1	95.7
岐阜県	2,980,297	51.3	4,447,889	78.2	149,209	86.1	97.3	93.0
徳島県	3,114,800	53.6	4,440,347	78.1	148,161	85.5	99.7	95.3
福島県	2,934,832	50.5	4,352,980	76.5	151,296	87.3	99.5	95.1
新潟県	2,920,786	50.2	4,333,682	76.2	148,190	85.5	98.5	94.2
和歌山県	2,921,402	50.3	4,144,513	72.9	136,400	78.7	99.5	95.1
愛媛県	2,658,255	45.7	4,206,487	73.9	140,891	81.3	98.1	93.8
島根県	2,867,875	49.3	4,009,860	70.5	153,382	88.5	99.6	95.2
大分県	2,659,457	45.7	4,170,619	73.3	148,291	85.6	97.5	93.2
熊本県	2,604,679	44.8	3,943,346	69.3	146,616	84.6	98.7	94.4
山形県	2,811,061	48.4	4,138,282	72.7	163,178	94.2	100.5	96.0
佐賀県	2,730,145	47.0	3,911,742	68.8	150,150	86.7	97.6	93.2
長崎県	2,605,275	44.8	4,434,156	77.9	145,051	83.7	99.7	95.3
岩手県	2,725,924	46.9	3,985,414	70.1	148,034	85.5	99.1	94.7
高知県	2,618,683	45.0	4,142,491	72.8	146,706	84.7	99.5	95.1
鳥取県	2,412,626	41.5	3,762,058	66.1	148,222	85.6	98.5	94.2
秋田県	2,606,400	44.8	3,868,208	68.0	145,251	83.8	98.3	93.9
鹿児島県	2,510,851	43.2	3,710,978	65.2	143,814	83.0	96.6	92.4
宮崎県	2,417,797	41.6	3,943,856	69.3	142,577	82.3	96.1	91.8
青森県	2,599,151	44.7	3,884,451	68.3	143,328	82.7	98.3	93.9
沖縄県	2,342,269	40.3	3,865,281	67.9	128,533	74.2	98.3	94.0

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「全国家計構造調査」
 ④総務省「小売物価統計調査」

(注1)③の「等価消費支出」は、1世帯1月当たりの消費支出額を平均世帯人員の平方根で除して算出している。

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成27～令和元年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,987,468	100.0	2,324	100.0	2,400	100.0	1,372	100.0
神奈川	2,567,643	85.9	2,062	88.7	2,081	86.7	1,211	88.3
大阪	2,371,504	79.4	1,990	85.6	1,997	83.2	1,212	88.4
愛知	2,463,171	82.5	1,936	83.3	1,970	82.1	1,237	90.2
千葉	2,387,498	79.9	1,848	79.5	1,863	77.6	1,191	86.8
兵庫	2,322,403	77.7	1,839	79.1	1,859	77.5	1,132	82.6
埼玉	2,388,065	79.9	1,822	78.4	1,836	76.5	1,181	86.1
京都	2,341,035	78.4	1,859	80.0	1,856	77.4	1,140	83.1
茨城	2,252,358	75.4	1,820	78.3	1,844	76.8	1,125	82.0
静岡	2,214,400	74.1	1,742	74.9	1,771	73.8	1,122	81.8
富山	2,362,429	79.1	1,664	71.6	1,705	71.0	1,144	83.4
広島	2,269,559	76.0	1,792	77.1	1,803	75.1	1,150	83.8
滋賀	2,186,359	73.2	1,812	77.9	1,857	77.4	1,095	79.8
栃木	2,198,272	73.6	1,767	76.0	1,751	72.9	1,112	81.1
群馬	2,185,597	73.2	1,718	73.9	1,752	73.0	1,126	82.1
宮城	2,226,305	74.5	1,709	73.5	1,699	70.8	1,066	77.7
山梨	2,200,791	73.7	1,704	73.3	1,731	72.1	1,085	79.1
三重	2,105,910	70.5	1,805	77.7	1,809	75.4	1,140	83.1
石川	2,393,478	80.1	1,692	72.8	1,728	72.0	1,102	80.3
福岡	2,203,122	73.7	1,727	74.3	1,755	73.1	1,095	79.8
香川	2,295,674	76.8	1,673	72.0	1,713	71.4	1,092	79.6
岡山	2,177,801	72.9	1,677	72.1	1,703	71.0	1,086	79.2
福井	2,146,672	71.9	1,637	70.4	1,718	71.6	1,076	78.4
奈良	2,337,823	78.3	1,786	76.9	1,726	71.9	1,053	76.8
山口	2,129,475	71.3	1,675	72.1	1,681	70.1	1,011	73.7
長野	2,258,409	75.6	1,688	72.6	1,716	71.5	1,089	79.4
北海道	2,206,826	73.9	1,652	71.1	1,706	71.1	1,087	79.3
岐阜	2,114,058	70.8	1,703	73.3	1,705	71.0	1,080	78.7
徳島	2,211,254	74.0	1,635	70.3	1,674	69.8	1,062	77.4
福島	2,126,265	71.2	1,592	68.5	1,649	68.7	1,045	76.2
新潟	2,217,244	74.2	1,583	68.1	1,653	68.9	1,062	77.4
和歌山	2,023,307	67.7	1,662	71.5	1,685	70.2	1,055	76.9
愛媛	2,104,794	70.5	1,560	67.1	1,600	66.7	1,033	75.3
島根	2,225,465	74.5	1,535	66.0	1,604	66.8	1,015	74.0
大分	2,094,806	70.1	1,564	67.3	1,562	65.1	1,001	73.0
熊本	1,892,093	63.3	1,536	66.1	1,605	66.9	1,011	73.7
山形	2,207,944	73.9	1,488	64.0	1,552	64.7	1,019	74.3
佐賀	1,987,455	66.5	1,496	64.4	1,551	64.6	1,001	73.0
長崎	1,997,909	66.9	1,521	65.5	1,541	64.2	975	71.1
岩手	2,172,748	72.7	1,468	63.2	1,545	64.4	992	72.3
高知	2,138,073	71.6	1,570	67.5	1,614	67.2	997	72.7
鳥取	2,069,232	69.3	1,519	65.3	1,566	65.3	997	72.7
秋田	2,160,544	72.3	1,457	62.7	1,530	63.8	980	71.4
鹿児島	1,980,424	66.3	1,513	65.1	1,531	63.8	980	71.4
宮崎	2,043,832	68.4	1,442	62.1	1,535	63.9	985	71.8
青森	1,987,045	66.5	1,434	61.7	1,470	61.3	968	70.6
沖縄	1,736,635	58.1	1,495	64.3	1,510	62.9	962	70.1

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」
 ⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 ⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
 ⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,515	100.0	1,255	100.0	997	100.0	994	100.0
神奈川	1,343	88.6	1,180	94.0	986	98.9	980	98.6
大阪	1,320	87.1	1,120	89.2	936	93.9	935	94.0
愛知	1,239	81.7	1,114	88.7	907	91.0	906	91.1
千葉	1,245	82.2	1,095	87.2	915	91.8	902	90.7
兵庫	1,232	81.3	1,060	84.4	881	88.4	874	87.9
埼玉	1,220	80.5	1,075	85.7	904	90.7	903	90.9
京都	1,317	86.9	1,049	83.6	891	89.3	886	89.2
茨城	1,165	76.9	1,038	82.7	844	84.7	841	84.6
静岡	1,188	78.4	1,029	82.0	871	87.4	866	87.1
富山	1,145	75.6	1,016	81.0	842	84.5	844	84.9
広島	1,157	76.3	1,032	82.2	857	86.0	851	85.6
滋賀	1,172	77.4	1,048	83.5	861	86.4	849	85.4
栃木	1,124	74.2	1,019	81.2	843	84.6	838	84.3
群馬	1,167	77.0	1,014	80.8	836	83.9	834	83.9
宮城	1,126	74.3	971	77.4	808	81.0	809	81.4
山梨	1,152	76.0	994	79.2	834	83.7	836	84.1
三重	1,149	75.9	1,026	81.8	860	86.3	853	85.8
石川	1,123	74.1	1,011	80.5	833	83.5	836	84.1
福岡	1,117	73.7	990	78.9	821	82.4	823	82.8
香川	1,153	76.1	981	78.1	826	82.8	820	82.5
岡山	1,218	80.4	989	78.8	827	83.0	824	82.9
福井	1,104	72.9	975	77.7	828	83.0	822	82.7
奈良	1,179	77.8	1,015	80.9	838	84.1	824	82.9
山口	1,114	73.5	992	79.0	813	81.6	811	81.6
長野	1,144	75.5	999	79.6	840	84.3	837	84.2
北海道	1,114	73.5	958	76.3	838	84.0	836	84.1
岐阜	1,126	74.3	1,014	80.8	842	84.4	832	83.7
徳島	1,138	75.1	946	75.4	797	80.0	792	79.7
福島	1,063	70.2	940	74.9	786	78.9	791	79.6
新潟	1,085	71.6	968	77.1	814	81.7	815	82.0
和歌山	1,128	74.5	970	77.3	819	82.2	818	82.3
愛媛	1,053	69.5	927	73.9	778	78.1	782	78.7
島根	1,109	73.2	936	74.6	789	79.2	780	78.5
大分	1,056	69.7	931	74.2	774	77.7	773	77.8
熊本	1,060	70.0	915	72.9	778	78.1	781	78.6
山形	1,045	68.9	907	72.3	778	78.1	781	78.6
佐賀	1,099	72.5	897	71.5	783	78.6	777	78.2
長崎	1,048	69.2	900	71.7	782	78.5	769	77.4
岩手	1,045	69.0	898	71.5	775	77.8	769	77.4
高知	1,094	72.2	923	73.6	776	77.9	777	78.2
鳥取	1,129	74.5	919	73.2	791	79.4	780	78.4
秋田	1,013	66.8	874	69.6	769	77.2	768	77.3
鹿児島	1,018	67.2	881	70.2	770	77.2	768	77.3
宮崎	1,025	67.6	878	69.9	776	77.8	766	77.1
青森	1,037	68.5	855	68.1	767	76.9	767	77.2
沖縄	1,062	70.1	901	71.8	783	78.5	775	77.9

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注2)⑩、⑪において、平成28～令和元年
⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 の数値は、令和2年調査の集計方法
⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 に合わせて集計している。
⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成29～令和3年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成30年～令和4年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成28年) (山梨=100)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京都	181,700	99.7	1,025	100.0	7,678,089	89.2	8,248,613	100.0
神奈川県	182,180	100.0	1,023	99.9	7,122,697	82.8	6,277,121	76.1
大阪府	178,560	98.0	976	95.2	6,722,087	78.1	7,400,929	89.7
愛知県	173,000	95.0	938	91.6	8,215,997	95.5	6,433,339	78.0
千葉県	175,660	96.4	936	91.3	6,610,571	76.8	5,686,342	68.9
兵庫県	173,940	95.5	912	89.0	6,653,067	77.3	5,783,666	70.1
埼玉県	176,620	96.9	939	91.6	6,052,254	70.3	5,673,734	68.8
東京都	174,080	95.6	921	89.9	6,545,340	76.0	5,475,238	66.4
茨城県	171,260	94.0	862	84.2	7,395,372	85.9	4,888,625	59.3
静岡県	172,540	94.7	897	87.5	6,735,039	78.2	5,140,114	62.3
富山県	169,460	93.0	861	84.0	5,989,405	69.6	5,503,496	66.7
広島県	170,260	93.5	883	86.2	6,781,839	78.8	5,526,902	67.0
滋賀県	173,980	95.5	879	85.8	7,441,099	86.5	5,655,791	68.6
栃木県	168,340	92.4	866	84.5	7,184,476	83.5	5,213,719	63.2
群馬県	171,460	94.1	848	82.8	7,243,991	84.2	5,379,778	65.2
宮城県	164,440	90.3	837	81.6	5,695,372	66.2	6,584,945	79.8
山梨県	168,980	92.8	850	82.9	8,607,165	100.0	4,676,110	56.7
三重県	170,820	93.8	886	86.4	6,402,518	74.4	5,602,564	67.9
石川県	168,980	92.8	845	82.4	6,093,855	70.8	5,351,582	64.9
福岡県	168,380	92.4	853	83.3	5,921,527	68.8	5,796,567	70.3
香川県	167,480	91.9	831	81.1	6,328,651	73.5	5,685,173	68.9
岡山県	168,520	92.5	846	82.5	6,311,813	73.3	5,352,583	64.9
福井県	171,320	94.0	842	82.1	6,682,775	77.6	5,057,596	61.3
奈良県	170,060	93.3	850	82.9	5,093,469	59.2	5,508,240	66.8
山口県	166,840	91.6	841	82.1	8,145,531	94.6	4,848,349	58.8
長野県	169,520	93.1	861	84.0	5,357,803	62.2	5,012,373	60.8
北海道	163,360	89.7	873	85.2	5,193,013	60.3	5,026,920	60.9
岐阜県	169,680	93.1	864	84.3	5,452,087	63.3	5,147,191	62.4
徳島県	162,620	89.3	807	78.7	7,165,169	83.2	4,519,689	54.8
福島県	163,900	90.0	811	79.2	5,174,039	60.1	5,432,478	65.9
新潟県	168,420	92.4	843	82.2	5,059,573	58.8	4,960,862	60.1
和歌山県	161,940	88.9	842	82.2	6,435,122	74.8	5,127,113	62.2
愛媛県	165,020	90.6	804	78.5	6,439,905	74.8	4,822,170	58.5
島根県	162,840	89.4	805	78.6	5,488,793	63.8	4,441,977	53.9
大分県	165,180	90.7	804	78.5	5,807,513	67.5	4,543,810	55.1
熊本県	159,620	87.6	804	78.4	5,940,277	69.0	4,230,544	51.3
山形県	157,380	86.4	804	78.5	4,909,940	57.0	4,049,426	49.1
佐賀県	161,600	88.7	804	78.4	5,772,544	67.1	4,182,416	50.7
長崎県	157,780	86.6	804	78.4	5,396,553	62.7	4,177,024	50.6
岩手県	156,480	85.9	804	78.5	5,059,093	58.8	4,531,689	54.9
高知県	160,480	88.1	803	78.4	3,980,097	46.2	4,695,198	56.9
鳥取県	161,560	88.7	804	78.4	4,788,458	55.6	4,567,596	55.4
秋田県	153,680	84.4	804	78.4	4,797,854	55.7	4,262,621	51.7
鹿児島県	157,760	86.6	804	78.4	4,925,217	57.2	4,432,913	53.7
宮崎県	156,980	86.2	804	78.4	4,952,192	57.5	4,302,337	52.2
青森県	156,720	86.0	804	78.5	4,788,483	55.6	4,123,755	50.0
沖縄県	154,560	84.8	803	78.4	4,062,137	47.2	4,568,050	55.4

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(注3)⑬において、令和2年及び令和3年の数値は、「新規学卒者(高卒)の所定内給与額」を用いている。

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業)(平成28年)		⑰-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業)(平成28年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成28年)(富山=100)		⑲1事業従事者当たり付加価値額(サービス業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	10,573,667	100.0	4,859,533	100.0	100.0	2,287,580	94.7	5,455,739	100.0
神奈川	8,616,016	81.5	3,803,265	78.3	79.9	1,982,597	82.1	4,859,659	89.1
大阪	9,175,134	86.8	3,775,610	77.7	82.2	1,815,642	75.2	4,829,785	88.5
愛知	8,399,687	79.4	4,077,647	83.9	81.7	1,977,308	81.9	4,182,855	76.7
千葉	8,759,765	82.8	3,919,130	80.6	81.7	1,978,577	81.9	4,132,887	75.8
兵庫	8,162,535	77.2	3,803,868	78.3	77.7	1,889,501	78.2	3,850,269	70.6
埼玉	8,132,300	76.9	3,656,149	75.2	76.1	1,931,658	80.0	3,688,452	67.6
京都	7,178,425	67.9	3,249,230	66.9	67.4	1,990,988	82.5	3,712,532	68.0
茨城	8,589,482	81.2	3,815,685	78.5	79.9	1,780,517	73.7	4,320,659	79.2
静岡	8,054,128	76.2	3,761,197	77.4	76.8	1,951,935	80.8	4,299,756	78.8
富山	7,112,625	67.3	3,786,955	77.9	72.6	2,414,706	100.0	4,189,709	76.8
広島	7,392,863	69.9	3,556,399	73.2	71.6	1,855,984	76.9	3,726,382	68.3
滋賀	6,848,699	64.8	3,633,475	74.8	69.8	1,806,958	74.8	3,679,375	67.4
栃木	7,749,228	73.3	3,593,369	73.9	73.6	1,789,277	74.1	4,169,900	76.4
群馬	9,120,117	86.3	3,941,713	81.1	83.7	1,881,931	77.9	3,655,474	67.0
宮城	9,967,498	94.3	4,226,022	87.0	90.6	1,897,527	78.6	4,031,359	73.9
山梨	8,102,082	76.6	3,832,306	78.9	77.7	1,769,549	73.3	3,383,120	62.0
三重	6,688,674	63.3	3,617,946	74.5	68.9	1,849,936	76.6	3,548,797	65.0
石川	7,530,013	71.2	3,581,076	73.7	72.5	1,995,104	82.6	3,638,987	66.7
福岡	7,546,467	71.4	3,905,713	80.4	75.9	1,984,725	82.2	3,984,071	73.0
香川	7,102,630	67.2	3,370,358	69.4	68.3	1,941,448	80.4	3,885,820	71.2
岡山	6,398,907	60.5	3,746,907	77.1	68.8	1,862,701	77.1	3,713,992	68.1
福井	6,354,610	60.1	3,788,908	78.0	69.0	1,881,938	77.9	3,946,118	72.3
奈良	6,830,966	64.6	3,603,464	74.2	69.4	1,767,295	73.2	3,430,913	62.9
山口	5,586,502	52.8	3,508,382	72.2	62.5	1,735,975	71.9	3,762,684	69.0
長野	6,321,464	59.8	3,530,015	72.6	66.2	1,859,844	77.0	3,540,326	64.9
北海道	7,916,180	74.9	3,462,681	71.3	73.1	1,935,972	80.2	3,657,253	67.0
岐阜	6,274,189	59.3	3,829,388	78.8	69.1	1,686,919	69.9	3,573,318	65.5
徳島	5,322,453	50.3	3,686,331	75.9	63.1	1,788,444	74.1	3,446,273	63.2
福島	5,723,552	54.1	3,623,268	74.6	64.3	1,936,101	80.2	3,758,638	68.9
新潟	6,279,656	59.4	3,350,652	69.0	64.2	1,768,921	73.3	3,358,633	61.6
和歌山	5,487,853	51.9	3,211,073	66.1	59.0	1,747,927	72.4	3,006,886	55.1
愛媛	5,879,201	55.6	3,326,421	68.5	62.0	1,864,989	77.2	3,610,167	66.2
島根	5,733,089	54.2	3,341,954	68.8	61.5	1,965,539	81.4	3,092,428	56.7
大分	6,281,246	59.4	3,413,236	70.2	64.8	1,843,762	76.4	3,214,665	58.9
熊本	6,723,386	63.6	3,409,772	70.2	66.9	1,929,367	79.9	3,482,302	63.8
山形	5,746,472	54.3	3,609,019	74.3	64.3	1,853,799	76.8	3,213,125	58.9
佐賀	5,248,166	49.6	3,598,607	74.1	61.8	1,821,016	75.4	3,334,281	61.1
長崎	5,296,136	50.1	3,836,272	78.9	64.5	1,767,076	73.2	3,577,166	65.6
岩手	6,955,342	65.8	3,380,712	69.6	67.7	1,862,800	77.1	3,065,712	56.2
高知	5,469,569	51.7	3,085,598	63.5	57.6	1,676,505	69.4	3,451,793	63.3
鳥取	4,985,602	47.2	3,416,946	70.3	58.7	1,857,237	76.9	3,210,357	58.8
秋田	5,845,008	55.3	3,201,440	65.9	60.6	1,756,560	72.7	3,189,262	58.5
鹿児島	5,833,075	55.2	2,914,021	60.0	57.6	1,794,369	74.3	3,275,396	60.0
宮崎	5,860,326	55.4	3,163,678	65.1	60.3	1,717,778	71.1	2,977,964	54.6
青森	5,814,366	55.0	3,183,979	65.5	60.3	1,788,949	74.1	3,022,910	55.4
沖縄	5,979,941	56.6	3,322,019	68.4	62.5	1,776,128	73.6	3,156,565	57.9

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	89.2
大阪	86.6
愛知	86.4
千葉	83.7
埼玉	82.1
埼玉	81.7
茨城	81.2
静岡	80.7
富山	80.5
広島	80.5
滋賀	80.3
栃木	80.2
群馬	79.6
宮城	79.4
山梨	78.9
山梨	78.6
山梨	78.6
三重	78.6
石川	78.4
福井	78.4
香川	78.1
岡山	77.4
福岡	77.3
奈良	76.9
山形	76.9
長野	76.8
北海道	76.8
岐阜	76.1
徳島	75.4
福井	74.6
新潟	74.3
和歌山	74.0
愛媛	73.4
島根	73.0
大分	72.4
熊本	72.2
山形	72.0
山形	71.6
佐賀	71.5
長崎	71.4
岩手	71.4
高知	71.1
鳥取	71.1
秋田	71.0
鹿角	69.7
宮崎	69.6
青森	69.2
青森	69.0
沖縄	68.5

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

令和5年度 特定最低賃金の改正に関する申出状況

令和5年6月27日現在

	種 類	①申出者	②申出ケース	③提出月日	④受理月日
1	愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金				
2	愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金				
3	愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	日本労働組合総連合会愛知県連合会	労働協約	6/27	6/27
4	愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金				
5	愛知県自動車(新車)小売業最低賃金				

愛知地方最低賃金審議会運営規程

令和4年7月1日改正

(目的)

第1条 愛知地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書を局長に提出するものとする。

(小委員会規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年7月1日改正から施行する。

現行	改正案
<p style="text-align: center;">愛知地方最低賃金審議会 検討小委員会運営規程</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会の構成は、会長を含め、<u>公益代表委員5名、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。</u></p> <p>2 委員長は、<u>公益を代表する委員のうちから選任する。</u></p> <p>3 委員長に事故のあるときは、<u>あらかじめ前項の例により選任された者が委員長の職務を代理する。</u></p> <p>第3条から第8条 (略)</p> <p style="text-align: right;">[附 則] この規程は、平成13年 5月 8日から施行する。 [附 則] この規程は、平成15年 3月 4日から施行する。 [附 則] この規程は、令和元年10月15日から施行する。 [附 則] この規程は、令和4年 7月 1日から施行する。 [附 則] この規程は、令和4年 7月 1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">愛知地方最低賃金審議会 検討小委員会運営規程 (案)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会の構成は、<u>公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。</u></p> <p>2 委員長は、<u>公益を代表する委員のうちから選任する。</u></p> <p>3 委員長に事故のあるときは、<u>あらかじめ前項の例により選任された者が委員長の職務を代理する。</u></p> <p>第3条から第8条 (略)</p> <p style="text-align: right;">[附 則] この規程は、平成13年 5月 8日から施行する。 [附 則] この規程は、平成15年 3月 4日から施行する。 [附 則] この規程は、令和元年10月15日から施行する。 [附 則] この規程は、令和4年 7月 1日から施行する。 [附 則] この規程は、令和4年 7月 1日から施行する。</p>

愛知地方最低賃金審議会 検討小委員会運営規程(案)

第1条 この規程は、最低賃金の審議に係る検討小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか必要な事項について定めるものである。

第2条 委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ前項の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

第4条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 委員長は、会議の審議結果又は、審議経過について、必要に応じてすみやかに、愛知地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この運営規程に規定するもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会の議決に基づいて定めるものとする。

[附 則]

この規程は、平成13年 5月 8日から施行する。

[附 則]

この規程は、平成15年 3月 4日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 元年10月15日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

〔令和5年6月16日
閣議決定〕

新しい資本主義の

グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版

(関係部分抜粋)

Ⅲ 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(1) 多様性の尊重と格差の是正

(最低賃金、賃上げ)

① 最低賃金

最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を 4 つから 3 つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げ方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

② 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業等の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁政策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

〔令和5年6月16日
閣議決定〕

経済財政運営と改革の基本方針 2023

(関係部分抜粋)

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

(賃上げ・最低賃金)

中小企業の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、引き続き、その是正を図るため、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げ方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

愛知地方最低賃金審議会

労働者代表委員資料

第509回 愛知地方最低賃金審議会
2023年7月4日

労働者側 地域別最低賃金に対する主張

① 近時の物価上昇等、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視すべきである

2021年度後半から続く物価上昇について、直近の2023年5月の消費者物価指数は前年同月比にくらべ3.2%の上昇、このうち「生鮮食品を除く食料」は9.2%上昇し、1975年10月以来、47年7か月ぶりの高い水準となった。最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点からも消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要である。

② 賃上げの流れを最賃金額の引き上げにつなげるべきである

連合愛知2023春闘の5月末集計結果では、回答を引き出した組合のうち8割が賃金改善分（ベースアップ相当）を獲得し、額・率ともに2013年以降で最も高く、賃上げの流れは一層加速し広がりが現実のものとなっている。労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、最低賃金近傍で働く労働組合のない未組織労働者の労働条件向上へ波及させるべきである。

労働者側 地域別最低賃金に対する主張

③ 現行水準は働きの価値に見合った水準とはいえない

愛知県最低賃金986円で年間2,000時間働いても、未だワーキングプア水準といわれる年収200万円に満たない。コロナ禍で懸命に働くエッセンシャル・ワーカーは最低賃金近傍で働く者も少なくない。現行の最低賃金水準が働きの価値に見合った水準とはいえない。

④ やりがい・働きがいの向上による生産性向上に寄与

最低賃金を有期・短時間・契約等で働く方々の働きの価値に見合った額に引上げを図ることは、同一労働同一賃金の流れを社会全体で後押しすることにつながり、愛知県労働者の約4割を占める有期・短時間・契約等で働く労働者のやりがい・働きがいの向上につながり、ひいては企業の生産性向上に寄与するものである。

労働者側 特定（産業別）最低賃金に対する主張

① 特定（産業別）最低賃金の意義と目的

わが国唯一の法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、「労使交渉の補完・代替機能」を担っている。

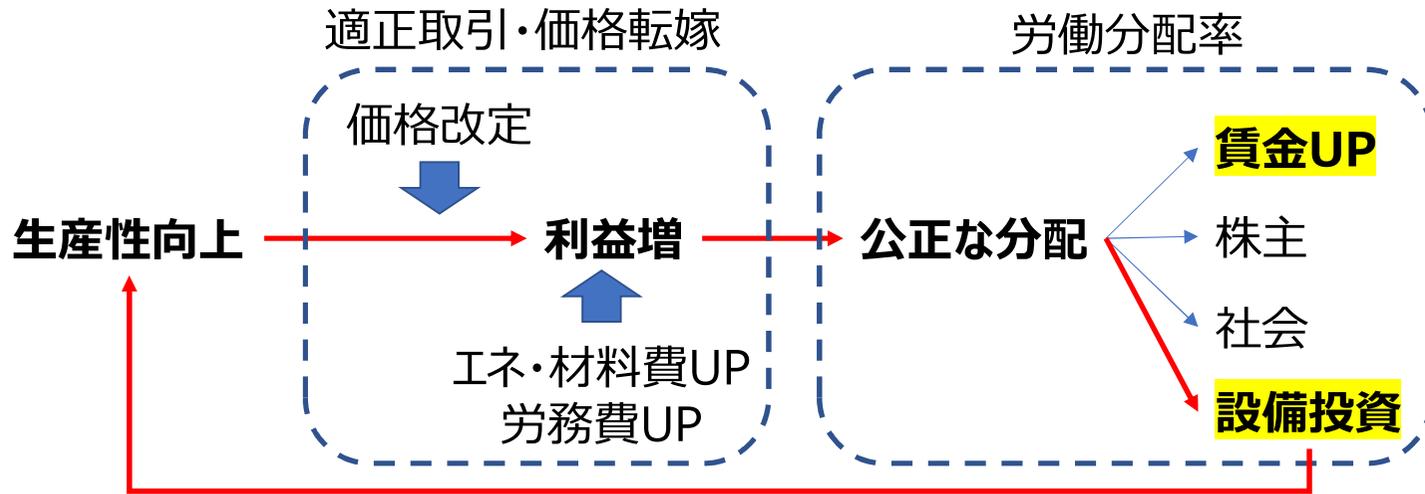
- 組織労働者が労使対等の下で行われた交渉を通じて締結した企業内最低賃金協定を、労使交渉の手段を持たない未組織労働者に波及させることによって、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規雇用で働く者の賃金格差を是正する。
- 賃金切り下げの防止や産業内の公正競争確保を通じて、産業全体の健全な発展を促すことをめざしている。労働の質にふさわしい賃金水準を確保することによって、産業の魅力を高めて人材を確保する観点、労使の社会的使命として非正規雇用で働く労働者の処遇改善を図る観点、産業の健全な発展を図る観点などから、特定（産業別）最低賃金は重要な位置づけである。

② 「労働協約ケース」で申出を行っている重要性

特定（産業別）最低賃金は、労使が締結した企業内最低賃金を基礎として、企業の枠を超え、広く産業全体の賃金の底上げ・格差是正に役割を果たしている。今年度においても改正5業種は「労働協約ケース」で申出を行っており、これは適用労働者数の3～7割を占める、当該労使が合意した企業内最低賃金協定（労働協約）のもとで申し出たものである。

産業を取り巻く情勢や課題を熟知している当該産業の関係労使の意思を尊重する審議を望む。

特定（産業別）最低賃金の重要性について

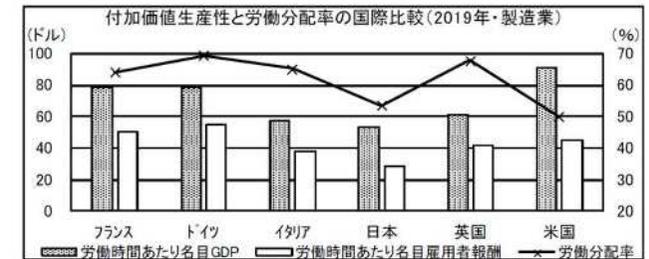


【賃金水準】

・1990年代以降上昇がみられず、国際的にみても低水準を推移

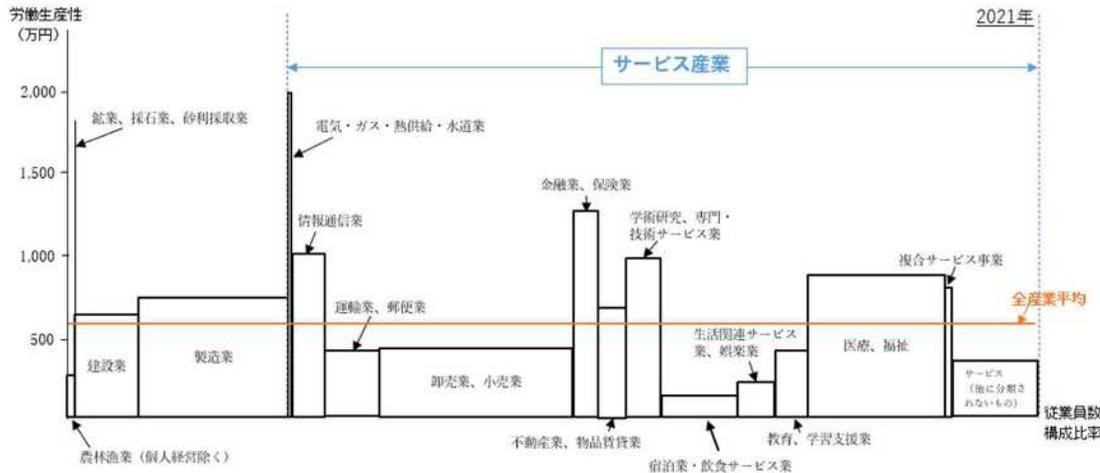
【労働分配率】

・主要先進国の中でも低水準



(注) 1. 労働時間あたり名目GDP、労働時間あたり名目雇用者報酬は、2019年の購買力平価で換算。
2. 労働分配率は「労働時間あたり名目雇用者報酬÷労働時間あたり名目GDP」で、これのみ目盛。
3. 資料出所：OECD資料より金属労協政策企画局で作成。

産業ごとの労働生産性に見合った賃金へ



人材確保：中小では、新卒採用が激減し、直近、全く採用ができていない。

特定（産業別）最低賃金の重要性について

<新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版案（R5年6月16日 閣議決定）>

②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

<経済財政運営と改革の基本方針2023 について（R5年6月16日 閣議決定）>

（抜粋）・・・付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

<愛知県「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」発出（R5年2月27日）>

宣言機関・団体

【国】経済産業省中部経済産業局、財務省東海財務局、厚生労働省愛知労働局、農林水産省東海農政局、国土交通省中部地方整備局

【県】愛知県

【経済団体】愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県中小企業団体中央会、愛知県経営者協会

【労働団体】日本労働組合総連合会愛知県連合会

【金融団体】愛知県信用金庫協会

- 中小・小規模事業者の賃上げに向けては、労務費を含めた価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進が必要であることは公労使で一致している
- すそ野が広い製造業において、適正な価格転嫁を実現することが不可欠。

→ **今こそ、特定（産業別）最低賃金の重要性が高まっている**

最低賃金に対する労使の主張

	労働者側の主張	使用者側の主張	相違点
地域別 最低賃金	<ul style="list-style-type: none"> ①労働者の生活の安定、質的向上、および事業の公正な競争の確保 ②春闘の賃上げの流れを最低賃金の引き上げに繋げ、労働組合のない未組織労働者の労働条件向上へ波及させる 	<ul style="list-style-type: none"> ①低廉な労働者に対するセーフティネット ②引上げに当たっては「企業の支払い能力」を重視する 	<ul style="list-style-type: none"> ・引上げの考え方に関して、賃上げ結果を基準にするか、企業の支払い能力を基準にするかの相違あり
特定 (産業別) 最低賃金	<ul style="list-style-type: none"> ①各産業における労働の質・価値にふさわしい賃金水準に引き上げる。(労働分配率) ②産業の魅力を高め、人材を確保することで、産業の競争力を高めるといふ好循環サイクルとするために必要(国際競争力) ③愛知県の主要な業種でありけん引する業種 ④同じ産業で働く、労働組合のない未組織労働者の最低賃金を引き上げる(同一労働同一賃金) 	<ul style="list-style-type: none"> ①大幅に地賃が引き上げられていく中で、特定最賃の考え方は、昔と違って存在意義がなくなってきた ②地賃額を下回った業種には不要(再度上回るのは難しい) ③賃金は各企業の自助努力で決めるもの(生産性向上、経営改善によって原資を確保した上で賃上げ) <p>※物価高騰、中小・小規模企業に対する生産性向上、適正取引に向けた適切な支援策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度への考え方 労：地賃と特賃は別制度 県：県の経済をけん引する産業 使：制度の役割は達成されつつある 特定の産業だけ優位になる

【地域別最低賃金】 労使で大きな隔たりはない

【特定(産業別)最低賃金】 制度の考え方・捉え方に大きな相違あり



愛労発基 0704 第 1 号
令和 5 年 7 月 4 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 殿

愛知労働局長 阿部 充

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づく、愛知県最低賃金(昭和 55 年愛知労働基準局最低賃金公示第 6 号)の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針 2023(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。



愛労発基 0704 第 2 号
令和 5 年 7 月 4 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 殿

愛知労働局長 阿部 充

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和5年6月27日付けをもって申出代表者日本労働組合総連合会愛知県連合会会長
可知洋二から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添
のとおり下記5件に関する申出があったので、同法第21条により、その必要性の有無に
ついて、貴会の意見を求める。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)の改正決定
- 2 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)の改正決定
- 3 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)の改正決定
- 4 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)の改正決定
- 5 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)の改正決定

愛知地方最低賃金審議会 検討小委員会運営規程

第1条 この規程は、最低賃金の審議に係る検討小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか必要な事項について定めるものである。

第2条 委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ前項の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

第4条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 委員長は、会議の審議結果又は、審議経過について、必要に応じてすみやかに、愛知地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この運営規程に規定するもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会の議決に基づいて定めるものとする。

[附 則]

この規程は、平成13年 5月 8日から施行する。

[附 則]

この規程は、平成15年 3月 4日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 元年10月15日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

[附 則]

この規程は、令和 5年 7月 4日から施行する。